

8. 県 た ば こ 税

区 分	売渡した製造たばこの本数	調 定 額
	<small>本</small>	<small>円</small>
前年度行為分 (期限後申告)	4,410	3,794
3 月	631,985,400	535,482,030
4 月	595,370,758	508,729,046
5 月	635,094,904	542,336,693
6 月	619,367,600	528,871,677
7 月	631,681,053	539,465,117
8 月	644,884,054	550,697,063
9 月	831,711,569	711,286,492
10 月	444,126,652	408,419,724
11 月	546,657,201	506,280,949
12 月	606,151,326	558,580,928
1 月	552,842,556	509,731,905
2 月	531,107,719	489,653,691
計	7,270,985,202	6,389,539,109
手持品課税	412,013,662	29,159,357
合 計	7,682,998,864	6,418,698,466

・税率は、税制改正により下表のとおり段階的に引き上げることとされた。

(税率：円/1,000本)					
引き上げ時期	H30.4.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1
一般品	860円	930円	930円	1,000円	1,070円
旧三級品	656円	656円			

・手持品課税とは、税率引上げに伴い、旧税率で仕入れたたばこの税率改正日現在の在庫分について、その差額を小売業者等が申告し課税することである。